

# 道を活用した地域活動の円滑化のための ガイドライン改定版について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

(新年度が始まりしばらく経った頃のある日の朝)

大野係員

ふむふむ・・・(資料を見ている)

栗本係員

おはよう大野くん！

聞いてよ！昨日、隣町の駅前大通りでオープンカフェが開かれていてね、僕、実際に見るのは初めてだったから、テンション上がっちゃってね～。あ、他にもステージが設けられていてそこで僕の好きなお笑い芸人がコントをやっててさー、それが面白かったらなんの・・・

大野係員

ふむふむふむ・・・

栗本係員

って人の話し聞いているの！？大野君！！

大野係員

わっ！！びっくりした！！お、おはようございます栗本さん。

栗本係員

もう、人の話ちゃんと聞いてよ・・・

大野係員

本省から改定版のガイドラインが届いたのでそれを見ていました。

栗本係員

そうなんだ。どんな内容のもの？

## 大野係員

えーとですね、平成17年に発出された、道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドラインが改定されたみたいです。最近の制度改正が盛り込まれたり、最新の事例が紹介されたりしていて、なかなか読み応えありますよ。

## 栗本係員

おお、実にタイムリーな内容だね！

## 大野係員

ああ、栗本さん昨日オープンカフェを見てきたんですっけ？

## 栗本係員

そうそう！昨日さ・・・って、さっきの僕の話聞いていたら反応してよ！

## 大野係員

すみません。ガイドラインを読むのに集中するあまりつい・・・(栗本さん、いったん話し始めると長いからなあ・・・)

## 栗本係員

まったく・・・。さてと、じゃあ僕も読んでみるとするかな・・・

(資料を読む2人)

## 栗本係員

ふむふむ。ガイドラインを改定した背景や、地域活動の基本的な考え方などが記されていて、参考資料としても使えるね。大野君の言うとおりになかなか読み応えがありますな。

## 大野係員

はい。近年は地域の賑わい創出のために、道路空間を活用してオープンカフェが出店されたりイベントが行われたりしていますよね。それらの実施主体が地域活動を行う際の参考にできるようにしたのがこのガイドラインですね。

## 栗本係員

たしかに最近、道路にオープンカフェを出店したとかイベントを行ったとかって話をよく聞くね。

## 大野係員

はい。道路を活用したイベントは、地域の活性化に資することが期待できますし、観光の目玉にもなりえますから。

## 栗本係員

なるほど。各自治体では賑わいのあるまちづくりのために創意工夫を凝らした魅力的な取組みを行っているってことだね。

## 大野係員

そういうことですね。しかも道路を活用した地域活動が活発になることで恩恵を受けるのは、地域住民や道路利用者だけじゃないんですよ。

## 栗本係員

あっ、そうか。例えばオープンカフェを設置すると事業者は収入を得ることができるから、事業者にとっては道路を活用した地域活動をとおして利益を得ることもできるってわけだ。

## 大野係員

そうなんです。これらの取組みは民間事業者にとってもビジネスチャンスとして注目されています。

## 栗本係員

なるほど。国としては地域の賑わい創出や沿道の景観向上など、地域住民や道路利用者にとっての多くのメリットが期待され、民間事業者のビジネスチャンスの創出にもつながるこの取組みを推進しているんだね。

## 大野係員

はい。道路占用許可や道路使用許可の手續の簡素化・弾力化も進められていますし、この取組みが広がっていくといいですね。

## 栗本係員

そうだね。あ、今回は都市再生特別措置法や国家戦略特別区域法などにおける道路占用許可の特例制度の解説が新たに追加されているね。

## 大野係員

前回のガイドライン発出後に新しくできた制度なので、解説が追加されていますね。都市再生整備計画に盛り込まれるなどすれば、オープンカフェやレンタサイクル施設などの一定の物件の占用について道路法第33条に基づく無余地性の基準の適用を除外することができるようですので、この制度を活用することにより多様な道路利用が進みそうですね。注意点としては、道路に置くことができる物件は、あくまで道路法第32条で規定されたものだけということですかね。特例制度を活用することによって、特別に置けるようになる物件があるわけではないので、そこは注意が必要です。

## 栗本係員

なるほどね。オープンカフェなどの物件も、都市再生特別措置法などの特例制度を使わずに占用許可が認められる場合もあるので、本当に特例制度を使う必要があるのか、よく考えないといけないね。あっ、最後には各自治体の取組み事例が紹介されているね。

## 大野係員

そうですね。各自治体で魅力的な取組みを行ってますね。オープンカフェだけじゃなく、広告事業を行ったりしているところもあるようですね。

## 栗本係員

おお、広告事業といえば、昨年大野くんと一緒に勉強したあれかな。  
(道路行政セミナー 2015年11月号参照)

## 大野係員

そうです。地域活動の実施組織にとって、活動に要する財源確保は重要な課題になってますからね。ちなみに、実施にあたっては、広告の設置場所、広告料収入の使い道について、他の道路利用者の理解を得ることが必要です。

## 栗本係員

なるほどね。いろいろ工夫して地域活動を実施しているってわけだ。

## 大野係員

はい。栗本さんが昨日見た、オープンカフェやイベントにも同じようなスキームが使われているかもしれませんね。

## 栗本係員

うん。身近な所で行われているイベントもよく見てみると、こうした制度が使われているものかもしれないね。・・・あっ、そうだよ。昨日の話の続きなんだけどさ～。

## 大野係員

(しまった！また始まった！) く、栗本さん！勉強をしているうちにお昼になりましたね！今日は天気もいいですし、どこか食べに行きませんか？

## 栗本係員

おお、そうだね。今日は外でお昼にしようか！

## 大野係員

はい！（あぶないあぶない・・・）